

産 政 号 外
令和4年(2022年)8月19日

(一社) 長野県経営者協会 会長 様
長野県中小企業団体中央会 会長 様
(一社) 長野県商工会議所連合会 会長 様
長野県商工会連合会 会長 様

長野県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症により従業員に症状が出た場合の対応について (依頼)

日頃は、長野県行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止対策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、標記の件について、8月8日に「医療非常事態宣言」を発出したことを受け、下記の依頼事項、及び添付の「『医療非常事態宣言』発出にあたってのお願い」「新型コロナウイルス感染症若年輕症者登録センター」について、貴団体に所属する皆様に対し、周知していただくようお願いいたします。

記

- 従業員の方に症状が出た場合、次の対応をお取りいただけますよう、事業者の立場からご配慮願います。
 - ・重症化リスクが低く（65歳以上、基礎疾患がある、妊婦、ワクチン未接種以外の方）軽症の場合は、外出を控え、市販薬を服用し、しばらく自宅で健康観察することを検討してください。
 - ・症状が軽快した場合も、発症から1週間程度は、休暇取得や在宅勤務等により、健康観察と感染拡大防止に努めてください。
 - ・症状の改善が見られない場合は、休日夜間の医療機関への負担を軽減するため、できるだけ平日の日中にかかりつけ医や近隣の医療機関を受診してください。
また、軽症での救急外来受診は、可能な限り避けてください。
 - ・重症化リスクが低く、軽症の20～39歳は、WEBから抗原定性検査キットの配布を申し込みます。

配布された抗原定性検査キットのほか、お手持ちの検査キット（「体外診断用医薬品」として国が承認したものに限り）で検査の結果、陽性となった方は、WEBからの申請により医療機関を受診せず陽性を確定する「新型コロナウイルス感染症若年輕症者登録センター」をご利用ください。

〔 新型コロナウイルス感染症若年輕症者登録センター

《URL》 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/jyakunenkeisyousya.html> 〕

産業政策課 企画担当
(課長) 合津 俊雄 (担当) 小岩井 聡志
電話 026-235-7205
ファクシミリ 026-235-7496
E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp